平成２２年（フ）第３８４号
静岡県沼津市松沢町２番地の18、前住所静岡県沼津市下香貫石原1328番地の５
債務者　渡邉　ツヤ
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
静岡県伊東市岡198番地の49
債務者　松本　泰子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
静岡県駿東郡清水町堂庭247番地の18
債務者　**餘**舛美津子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
静岡県沼津市西間門591番地
債務者　沼田　安文
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
静岡県三島市千枚原５番地の６
債務者　三浦　正宏
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
静岡県御殿場市川島田1053番地の４
債務者　宇田川典子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
静岡県沼津市大岡2149番地の１　マ・メゾン103
債務者　大久保一寿
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
静岡県掛川市秋葉路23番地の２
債務者　石川　倫江
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第２３１３号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘７棟1310号
債務者　山田　幸夫
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６１号
名古屋市中川区万町1804番地　ファミールミノル102号
債務者　長縄　憲治
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６４３号
名古屋市南区道徳新町８丁目64番地　マルコ荘101号
債務者　笹岡　哲也
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２９号
愛知県岡崎市洞町字東丸根11番地４、住民票上の住所愛知県岡崎市大平町字奥田潰２番地１
債務者　小林　勇樹
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７２号
愛知県安城市安城町若宮46番地１　スターブル307
債務者　永田　聖二
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
滋賀県長浜市南郷町33番地
債務者　伊吹　君代（旧姓池内）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
岡山県総社市井手113―７サンフレール101、住民票上の住所岡山県総社市総社３丁目２番４号
債務者　連石　麻里
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
岡山県倉敷市玉島八島702番地１
債務者　山本　**靖**廣
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
福岡県筑後市大字西牟田3516番地
債務者　山崎理恵子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２３３９号
北海道恵庭市恵み野南１丁目１番３　市営住宅１―Ｃ―205号
債務者　大澤亜紀子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部